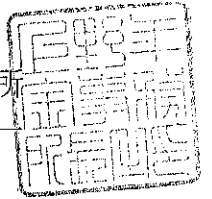


令和2年12月15日

東京都社会保険労務士会台東支部  
支 部 長 佐々木 隆 様

日本年金機構 上野年金事務所  
所 長 本 田 竜 一



### 電子申請による社会保険手続きの推進について

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構において、厚生年金保険等に係る各種届書について、電子申請の推進を図っております。

電子申請は、書面やCDで行っている申請についてインターネットを利用して行うことができるため、利便性が高く社会保険労務士様の手続きのコスト削減が期待できます。

さらに、令和2年4月以降、電子証明書に代わって無料で取得できる「ID・パスワード」(GビズID)を利用することで、電子証明書にかかっていた費用がなくなる等、電子申請が利用しやすくなりました。

とりわけ、電子申請の義務化対象事業所(令和2年4月以降に開始する事業年度から適用)については、100%電子申請に移行する必要があり、別添のとおり当年金事務所においても勧奨を行っているところです。

つきましては、貴支部内の受託されている義務化対象事業所について、電子申請利用促進に向け、積極的な働きかけをお願い申し上げます。

問い合わせ先

日本年金機構 上野年金事務所

担当 厚生年金適用調査課

電話 03-3824-2511

(音声案内 3 → 2)

(義務化対象の事業所用)

令和2年〇月〇日

事業主様

日本年金機構  
上野年金事務所

特定の法人の電子申請の義務化について

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当機構においては、厚生年金保険等に係る各種届書について、電子申請の推進を図っております。電子申請は、書面やCD・DVDで行っている申請・届出について、インターネットを利用して行うことができるため、利便性が高く、事業主様の手続きコスト削減の期待ができます。

さらに、令和2年4月から電子証明書に代わって無料で取得できる「ID・パスワード」(GビズID)を利用することで、電子証明書にかかっていた費用がなくなる等、電子申請がさらに利用しやすくなりました。

なお、令和2年4月より特定の法人の事業所(資本金が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社)については、一部届書について電子申請による提出の義務化が始まりました。

貴社におかれましては、電子申請の義務化対象事業所となります(令和2年4月以降に開始する事業年度から適用)。

今回、電子申請の一連の操作を説明したパンフレットを同封させていただきましたので、パンフレットをご覧ください、当機構へ届出の際には電子申請で提出いただくようお願いいたします。

電子申請の方法が分からない場合等ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご照会いただきますようお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

日本年金機構 上野年金事務所  
厚生年金適用調査課

TEL: 03-3824-2511

(音声案内 3 → 2)

別添

(義務化対象以外の事業所用)

令和2年〇月〇日

事業主様

日本年金機構  
上野年金事務所

社会保険手続きの電子申請ご利用の案内

平素より、公的年金制度の事業運営につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当機構においては、厚生年金保険等に係る各種届書について、電子申請の推進を図っております。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、対面業務から非対面業務への切り替えが急務であり、そのためにも電子申請の利用促進が重要と考えています。

電子申請は、書面やCD・DVDで行っている申請・届出について、自宅や職場からインターネットを利用して行うことができるため、利便性が高く、事業主様の手続きコスト削減の期待ができます。

さらに、令和2年4月から電子証明書に代わって無料で取得できる「ID・パスワード」(GビズID)を利用することで、電子証明書にかかっていた費用がなくなる等、電子申請がさらに利用しやすくなりました。

今回、電子申請の一連の操作を説明したパンフレットを同封させていただきましたので、パンフレットをご覧いただき、当機構へ届出の際には、電子申請で提出いただくようお願いいたします。

電子申請の方法が分からない場合等、ご不明な点がございましたら、以下の問い合わせ先までご照会いただきますようお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

日本年金機構 上野年金事務所  
厚生年金適用調査課

TEL: 03-3824-2511

(音声案内 3 → 2)

事業主の皆さまへ

## 社会保険手続きは

# 電子申請でカンタンに！

電子申請とは、申請・届出を紙やCD・DVDではなく、インターネットを利用して行うことです。

電子申請には様々なメリットがあります。ぜひ、電子申請の利用をご検討ください。



電子申請のメリットって何ですか？

24時間365日いつでもどこでも申請可能です。  
郵送費などのコスト削減も期待できます。



お金はかかりますか？

GビズIDを使うと手数料なしで電子申請を  
始めることができます。



電子申請のやり方がわかりません

日本年金機構ホームページに利用手順を掲載しています。  
併せて利用手順の説明動画も掲載しています。  
ぜひ、ご覧ください。



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

## ／電子申請がいちばん早い！／

- ◎ 電子申請なら紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。  
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3～4日早く届きます。  
ぜひ電子申請をご利用ください！

電子申請の利用方法はウラ面へ

